

第93回臨時会

南部町議会会議録

令和2年4月20日 開会

令和2年4月20日 閉会

南部町議会

第93回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（4月20日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	4
○報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○閉会の宣言	19
○署名議員	21

令和2年4月20日（月曜日）

第93回南部町議会臨時会会議録

（第1号）

第93回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年4月20日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（令和元年度南部町一般会計補正予算（第10号））
- 第 6 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（令和元年度南部町一般会計補正予算（第11号））
- 第 7 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（令和元年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第4号））
- 第 8 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））
- 第 9 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 第 10 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 11 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する
条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 12 議案第46号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	工藤愛君	2番	松本啓吾君
3番	久保利樹君	4番	夏堀嘉一郎君
5番	坂本典男君	6番	滝田勉君
7番	西野耕太郎君	8番	山田賢司君
9番	八木田憲司君	10番	中舘文雄君
11番	工藤正孝君	12番	夏堀文孝君
13番	沼畑俊一君	14番	根市勲君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	久保田敏彦君	企画財政課長	金野貢君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
健康福祉課参事	福田勉君	農林課参事	東野成人君
商工観光課長	元沢清則君	建設課長	松橋悟君

職務のため出席した者の職氏名

事務局参事	中里司	班長	小林京子
総括主査	坂本裕昭		

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第93回南部町議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本臨時会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

コロナ緊急事態宣言が出されている中の議会となりましたけれど、よろしく願いいたします。

去る、4月15日、議会運営委員会を開催し、本日召集の第93回南部町議会臨時会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本臨時会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告7件、議案1件であります。

本臨時会の会期につきましては、本日、4月20日、1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番八木田憲司君、10番中舘文雄君を指名します。

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、4月20日、1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日、1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告については、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略します。

本臨時会の上程は、町長提出の案件が報告7件、議案1件であります。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） 議員各位におかれましては、本日招集の第93回南部町議会臨時会を開会するにあたり、何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

提出案件のご説明の前に、先週、16日に緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大された新型コロナウイルス感染症への対応についてご説明申し上げます。

国内外において感染者が増加し続けるなど、依然猛威を振るう新型コロナウイルスであります。まずは、お亡くなりになられた方々のご冥福と感染された方々の一日も早い回復をお祈りするとともに、昼夜を問わず治療にあたられている医療機関等の関係者に敬意を表したいと存じます。

さきの議員全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、町では新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく南部町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し対応にあたっているところであります。町民の皆様にはチラシの配布や防災無線放送により感染予防の徹底へのご協力をお願いしてきたところであり、現在のところ当町における感染者は確認されておりませんが、隣接する八戸市など県内各地の感染確認を対岸の火事とすることなく、引き続き予防の徹底をお願いするものであります。

また、日々刻々と変化する情報を的確にとらえ職員間で共有するとともに、感染拡大防止のため考え得る最善の対策を迅速に講じていくことが必要であることから、緊急事態宣言を受けた措置といたしまして、本日から5月10日まで各公民館のほか、B&G海洋センター、町民体育館等を一時閉鎖としたところあります。この後におきましても、県知事から発出される各種要請や感染の状況によっては、外出や移動の制限など、さらに高いレベルにまで対策が及ぶこともあるとの認識を、議員各位並びに町民の皆様と共有してまいりたいと考えているところでもあります。

なお、教育委員会におきましては、本日、11時から教育委員会議を開き、学校の今後の登校等について検討する予定であります。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件であります。報告7件、令和2年度南部町一般会計補正予算案1件の、合わせて8件でございます。順にご説明申し上げ審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告7件「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」をご説明いたします。

最初に、報告第2号「令和元年度南部町一般会計補正予算（第10号）」であります。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策や感染拡大防止に係る経費として、歳入歳出予算の総額に73万8,000円を追加し、予算の総額を115億5,743万9,000円とすることについて、令和2年3月25日に専決処分したものであります。

次に、報告第3号「令和元年度南部町一般会計補正予算（第11号）」であります。ふるさと納税寄附金の増額に伴う対応経費及び新型コロナウイルス感染症の影響による南部町農林漁業体験実習館チェリウスの売上げの減少に伴う繰出金の増額など、歳入歳出予算の総額に507万2,000円を追加し、予算の総額を115億6,251万1,000円とすることについて、令和2年3月30日に専決処分したものであります。

次に、報告第4号「令和元年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第4号）」であります。先ほど申し上げましたように、チェリウスの売上げの減少に対応するため、一般会計からの繰入金を増額するとともに賄材料費を減額することとし、歳入歳出予算の総額から93万6,000円を減額し、予算の総額を8,831万3,000円とすることについて、専決処分したものであります。

次に、報告第5号「令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」であります。普通徴収保険料滞納繰越分の徴収額の増額に伴い後期高齢者医療広域連合納付金予算に不足が生じたため、歳出予算の組み替えを行うことについて、専決処分したものであります。

次に、報告第6号「南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の寡婦控除の見直し等に伴う規定の整備や、固定資産税における所有者が不明の資産について、当該資産を使用している者を所有者とみなす制度の拡大に伴う規定の整備など、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第7号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。所得税法等の一部改正に伴い、都市計画区域内におけるあまり利用されていない、または、全く利用されていない土地等の譲渡所得は、租税特別措置法に規定する特別控除後の所得により国民健康保険税所得割額を算定することについて条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第8号「南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課税の対象要件として事業者が策定し認定を受ける「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定期限を、令和4年3月31日まで、2年

間延長することについて条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

以上が、報告7件についてのご説明でございます。

次に、議案第46号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第1号）」であります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町内の飲食業者の支援等を盛り込んだ経済対策関連経費として、歳入歳出予算の総額に4,919万7,000円を追加し、予算の総額を135億4,619万7,000円とするものであります。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、報告第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度南部町一般会計補正予算（第10号））」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

下段、処分理由に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症への早急な対策にあたるため、令和元年度一般会計補正予算を補正する必要性が生じ専決処分したものでございます。

3ページをお開き願います。専決第2号「令和元年度南部町一般会計補正予算（第10号）」は、第1条、歳入歳出予算の総額に73万8,000円を追加し、総額を115億5,743万9000円とすることについて、令和2年3月25日付で専決処分を行いました。

12、13ページをお開き願います。歳出の上段、2款2項1目税務総務費は、新型コロナウイルス感染症対策のため申告期間が延長されたことから、これに伴う税務課職員の時間外勤務手当

22万3,000円を追加計上いたしました。中段、3款2項児童福祉費の2目保育所費は、町内の3保育所へ配布するアルコール消毒液の購入費用として3万1,000円を追加。4目学童保育費は、学童保育施設へ空気清浄機を配置するための経費として30万4,000円を追加し、この財源として国庫補助金を73万8,000円計上いたしました。下段、4款1項8目健康対策費は保健衛生活動時等に使用するマスクの購入費用として18万円を追加計上いたしました。

以上のとおり専決処分したことについて地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第2号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第2号は、原案のとおり承認されました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第6、報告第3号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度南部町一般会計補正予算（第11号））」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、議案書の15ページをお開き願います。

報告第3号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

下段、処分理由に記載のとおり、ふるさと納税寄附金の増額に伴う対応経費の増額、及び新型コロナウイルス感染症の影響によるチェリウス特別会計の繰出金の増額など、令和元年度一般会計補正予算を補正する必要が生じたため専決処分したものでございます。

17ページをお開き願います。専決第3号「令和元年度南部町一般会計補正予算（第11号）」は、第1条、歳入歳出予算の総額に507万2,000円を追加し、総額を115億6,251万1,000円とすることについて、令和2年3月30日付で専決処分を行いました。

20ページをお開き願います。第2表、繰越明許費につきましては、2款1項の下水道事業債元利償還基金事業、及び11款1項の農地等災害復旧事業について、年度内に事業が完了しない見込みとなったことから、事業費合計2,777万円を翌年度に繰り越しして実施することとしたものでございます。

24、25ページをお開き願います。上段、8款2項子ども子育て支援臨時交付金は、交付額の確定により1,617万5,000円を減額。2段目の9款地方交付税は、補正予算の一般財源分として特別交付税を1,593万6,000円増額し対応しております。以下の歳入につきましては、歳出と一緒に特定財源の欄をご覧くださいながら説明させていただきます。

28、29ページをお開き願います。上段、2款1項総務管理費の1目一般管理費は、ふるさと納税寄附金の増額に伴い返礼品等に係る経費として326万6,000円を追加。17目地域振興基金費は、その寄付金を基金へ積み立てるため867万9,000円を追加したもので、財源として増額となったふるさと寄附金を充当しております。2款1項11目情報化推進費の国庫支出金の欄、及び下段の3款2項児童福祉費の国庫支出金の欄は、子ども子育て支援事業に係る国庫補助金と県補助金の計上区分に誤りがあったことから財源更正を行ったものでございます。また、3款2項1目児童福祉総務費の23節は、児童手当給付事業に対する県負担金の返還金確定に伴い減額をしたものでございます。

30、31ページをお開き願います。二段目、4款1項4目母子保健費は、養育医療給付費に係る国庫負担金の精算交付が翌年度になったことから国庫負担金を減額する財源更正を行ったものでございます。三段目、7款1項3目観光施設費は、新型コロナウイルスの影響によりチェリウスの宿泊宴会等が減少し令和元年度の予算に不足が生じる見込みとなったことから、農林漁業体験実習館事業特別会計への繰出金279万2,000円を追加したものでございます。下段、11款1項1

目農林水産業施設災害復旧費は、事業費の確定に伴い職員時間外勤務手当、設計委託料、工事請負費を合わせて801万6,000円減額し、特定財源となる県補助金、及び受益者分担金をそれぞれ減額したものでございます。

以上のおり専決処分したことについて地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでありますのでよろしくお願いいたします

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第3号を採決します。本案は原案のおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第3号は、原案のおり承認されました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第7、報告第4号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第4号）」についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（元沢清則君） 報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、地方自治法の規定により別紙のとおり、失礼しました。処分理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う売上の減少により一般会計からの繰入金を増額し、賄材料費を減額することが必要になったことから、令和元年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算を補正する必要が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものでございます。

35ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,831万3,000円といたしました。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額および補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

43ページをお開きください。

※13番 沼畑俊一君 着席

歳入予算、使用料、区分、農林漁業体験実習館使用料、こちらは130万2,000円を減額してございます。その下、中段、1財産売払収入、こちらは242万6,000円を減額してございます。下段、一般会計繰入金279万2,000円を増額してございます。

45ページをお開きください。歳出の減額といたしまして、需用費93万6,000円を減額してございます。

以上で説明を終わります

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第4号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第4号は、原案のとおり承認されました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第8、報告第5号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の47ページをお開きください。

報告第5号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

下段の処分理由に記載のとおり、後期高齢者医療保険料滞納繰越分の徴収額の増額に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金予算に不足が生じ歳出予算の組み替えが必要となったことから、令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要がある生じ専決処分したものでございます。

49ページを開いてください。専決第5号「令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」でございますが、歳出予算のみの補正で総額は変更のないものでございます。令和2年3月30日付で専決処分を行いました。

54、55ページをお開きください。上段の1款1項1目一般管理費の21万8,000円の減額でございますが、事業費の確定に伴い12節役務費の通信運搬費を減とするものでございます。次に、下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の21万8,000円の増額でございますが、後期高齢者医療保険料滞納繰越分の徴収額の増額に伴い、徴収分の保険料をそのまま広域連合に納付することから増とするものでございます。

以上のとおり専決処分したことについて地方自治法の規定に基づきご報告を申し上げ、議会の承認を求めるものでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第5号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

報告第5号は、原案のとおり承認されました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第9、報告第6号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて(南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について)」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(下井田耕一君) それでは、説明資料でご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。

報告第6号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて(南部町町税条例等の一部を改正する条例の制定について)」ご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、及び関連する法令が令和2年3月31日に公布され、原則令和2年4月1日から施行されることになりました。これに伴いまして、町税条例等を改正する必要が生じたため令和2年3月31日付で専決処分を行い、同日付で公布し、原則4月1日から施行したものでございます。

主な改正内容についてであります。1点目の個人住民税につきましては、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と性別による不公平などを解消するものであります。まず、個人住民税の人的非課税措置の見直しにつきましては、人的非課税の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者に限定しないこととしたものであります。なお、児童扶養手当受給者に限定することとした規定は、昨年(平成31年)3月31日に改正したもので、今回(施行)日前に再度改正を行うものであります。次に、未婚のひとり親に寡婦等控除を適用する改正を行っております。未婚のひとり親について、合計所得が500万円以下で子を有する場合、死別・離別の場合と同様に寡婦等と同様の控除を適用することとしたものであります。控除額は30万円となっております。次に、寡婦(寡夫)控除の見直しについてであります。寡婦に合計所得が500万円以下で該当するという寡夫と同じ所得制限を設けるとともに、子ありの寡夫の控除額、現行26万円ですが、子ありの寡婦の控除額と同額の30万円としたものであります。

次に、2点目の固定資産税についてでございますが、使用者を所有者とみなす制度の拡大を行っております。調査にもかかわらず固定資産の所有者が明らかとならない場合で、当該固定資産の使用者がいるとき、事前に使用者に通知した上で使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとしたものでございます。また、調査する項目は地方税法の施行令と施行規則に規定されておまして、登記情報、戸籍関係書類、農地台帳、林地台帳などとなっております。なお、所有者不明で使用者も不在の場合は、公示送達になるものでございまして、参考までに令和元年度の固定資産税における件数は27件でありました。次に、現に所有している者(相続人等)の申告の制度化を行っております。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において現に所有している者、いわゆる相続人、などに対し、条例で定めるところにより、氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとしたものであります。これまでは、固定資産の所有者が死亡したときに、家族の方へ相続人代表者届の提出をお願いしておりましたが、今回の法改正にあわせまして、申告義務について町税条例に新たに規定したものであります。条例の施行日は原則令和2年4月1日といたしまして、所要の経過措置を設けております。

以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるとともに、ご報告のほどよろしくお願いたします。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第6号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

報告第6号は、原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第10、報告第7号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて(南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(下井田耕一君) 説明資料は2ページになります。

報告第7号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律が公布され、南部町国民健康保険税条例を一部改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分を行い、同日公布した上で令和3年1月1日から施行するものでございます。

改正の概要につきましては、租税特別措置法に規定する低未利用土地等の譲渡所得について、他の譲渡所得と同様に特別控除後の所得により国保税所得割額を算定することとしたものでご

ございます。参考といたしまして、下段に主な特別控除を記載しております。公共事業のための譲渡所得には5,000万円、重要文化財等のための譲渡所得には2,000万円の特別控除がありまして、今回低未利用土地の譲渡を追加するものでございます。なお、要件等につきましては、都市計画区域内であること、土地利用計画に記載されていること、町長が認めるものであること、また、譲渡所得が500万円以下で適用となるものでございます。特別控除額は100万円になってございます。

以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第7号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第7号は、原案のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第11、報告第8号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について)」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（元沢清則君） 報告第8号「南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

地方再生法第17条の6、地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布されることに伴い条例を改正する必要が生じ、令和2年3月31日付で専決処分したため、議会に報告し承認を求めるものです。

改正の概要といたしましては、固定資産税の不均一課税の対象要件として規定されている地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定に関し、期間を次のとおり延長するものでございます。平成32年3月31日より令和4年3月31日の2カ年の延長となります。施行日は令和2年4月1日でございます。なお、当町にはこれに関する事業の該当はございません。

以上でございます

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第8号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

報告第8号は、原案のとおり承認されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第12、議案第46号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、議案書にお戻りいただきまして、議案書の135ページをお開き願います。

議案第46号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に4,919万7,000円を追加し、予算総額を135億4,619万7,000円とするものでございます。

144、145ページをお開き願います。はじめに歳出について説明させていただきます。7款1項1目商工業振興費は1,393万2,000円を追加するもので、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている町内飲食店を支援するため、7節報償費75万円と10節需用費3万円は、出前、テイクアウトなどによる販売促進を図ることを目的に、飲食店応援プロジェクト事業を実施するための経費を計上したものでございます。また、18節の補助金は、飲食業者新型コロナウイルス感染症緊急対策支援金として今年3月、4月で売り上げが減少している飲食店に対し、最大36万円を給付するもので1,315万2,000円を計上したものでございます。下段の3目観光施設費の12節委託料は、バーデパークの指定管理者である南部町健康増進公社に対し、適正な施設の管理に資するよう令和2年度の指定管理料として2,612万9,000円を計上したものでございます。同じく18節の補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響によりバーデパークの利用者が減少し売り上げが落ち込んでいることから、緊急の支援として南部町健康増進公社に対する補助金913万6,000円を計上したものでございます。

ページを戻っていただきまして、142、143ページをお開き願います。歳入の補正でございます。このたびの補正は緊急事態に対応するものであることから、財源としまして18款2項1目財政調整基金からの繰入金4,919万7,000円を計上し対応するものでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(夏堀文孝君) 以上で、本臨時会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会にあたり町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 第93回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提案いたしました議案につきましては、慎重審議のうえ原案のとおりご議決を賜り衷心より御礼申し上げます。

特に、令和2年度の一般会計補正予算案をご議決いただいたことにより、新型コロナウイルスの感染拡大を受け外出や会食の自粛などが相次ぎ大幅に売り上げが落ち込んでいる、町内の飲食業者に対する緊急支援が可能となりましたので、速やかに、5月1日の支援金の支給を目指してまいります。

このほか、今年度予算に計上されている工事等について早急に発注することを指示したところであり、直近では5件、総額五千万円程度の道路工事等をこれまでよりも1ヶ月前倒しし、5月中に発注することとしております。このほかの工事等につきましても可能な限り前倒しで発注することにより、町内の経済情勢の落ち込みを最小限にとどめたいと考えているところであります。

さらに、6月定例議会には国保税の減額、現在作業中であるますが、一人1万円、総額で三千万円程度を見込んで、作業を進めているところでございます。

オリンピック・パラリンピック開催の1年延期を筆頭に、全国的にイベントの延期、または中止が決定され閉塞感が漂う状況となっております。しかしながら、まずは、自らの健康を守る、感染の拡大を防止することが第一義でありますので、町内はもとより全国の自治体、また、世界中の国々が一致団結してこの難局を乗り切らなければならないものと考えているところであります。そして、来年こそは、うぐいすマラソン大会や春まつりなど、すべての行事・イベントが計画どおりに開催できるよう、そして、当町の元気を全国に発信することができるよう、一日も早い感染の終息を心から願うものであります。

このようにスタートした令和2年度であります。本日ご議決いただいた予算を含め、飲食業者の支援、また、テイクアウト・デリバリーの支援、国保税の減税の3点セット支援を実施してまいりたいと考えております。また、予算に計上いたしました事業は、新型コロナウイルス感染症対策と並行しながら着実に実施してまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましてはくれぐれもご自愛いただき、より一層のご活躍をご祈念申し上げ、本臨時会の閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして第93回南部町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時52分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏 堀 文 孝

署 名 議 員 八木田 憲 司

署 名 議 員 中 館 文 雄